

計画・プランを策定しました

意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

次世代育成推進行動計画実施計画2025

妊娠期から子どもの社会的自立まで、だれ一人取り残すことなく切れ目のない支援を行い、子どもの育成を社会全体で支えるため、本計画を策定しました。

▶意見の件数=18件(7人) ▶意見の概要と区のお考え方(抜粋)=表1
参照▶全文の閲覧場所=子ども政策課(区役所3階②窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ▶問=子ども政策課計画調整係☎3579-2471

表1 意見の概要と区のお考え方(抜粋)

意見の概要	区のお考え方
めざす将来像はよいと思うが、子どもが目の前のことを楽しめるようにする視点もほしい。おとなになったときのために取り組むように言われても、子どもはつまらないと感じると思う。	子どもたちの健やかな成長のためには、目の前のことを楽しむ視点も重要だと考えています。本計画では、中央図書館・こども動物園・植村冒険館などの区の資源を活用して、実体験を通じた学習を推進していきます。
子どもは、自身の力・子ども同士の関わりから育つことを区は信頼し、子どもに委ねてほしい。そのため、公園・児童館などの子どもの居場所作りに、子ども・親の声を聞き入れてほしい。	子どもたちの自発的な活動への支援は、生きる力を育み、社会的自立を果たすために重要だと考えています。公園の設置・運営には、子ども・保護者・地域の方の要望・意見を反映していきます。児童館では、利用者の意見を参考に、今後も利便性の向上を図っていきます。

いたばし学び支援プラン2025

学びのまち「教育の板橋」の実現に向け、社会の動向や教育環境の変化に対応するため、本プランを策定しました。

▶意見の件数=81件(14人) ▶意見の概要と区のお考え方(抜粋)=表2
参照▶全文の閲覧場所=教育総務課(区役所6階①窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ▶問=教育総務課計画係☎3579-2639

表2 意見の概要と区のお考え方(抜粋)

意見の概要	区のお考え方
4つの柱・3つの戦略的視点は、現在の国家・国際・地域的な総合政策の潮流を、教育に正しく反映している、ほかの政策ともバランス良く連携が図られていると思う。	技術革新の進展やポストコロナにおける「新たな日常」の構築など、教育を取り巻く環境は急激に変化しています。教育が直面する課題解決のため、区の重点戦略などと関連付けながら取組を進めていきます。
保護者として、教育委員会をあまり身近に感じたことがないので、YouTube・Twitterでの情報発信など、教育委員会の見える化を進めてはどうか。また、会議は、だれでもオンラインで傍聴できるようにするとよいのではないかと。	教育委員会の会議は、月2回開催し、区ホームページで議事録・資料を公開しています。今後も、動画配信・SNSでの周知など、さらなる情報発信に努めていきます。



国民年金のお知らせ

A届出忘れにご注意ください

第1号被保険者の加入手続き

- ▶対象=国内在住の20~59歳で、次のいずれかの要件を満たす方
 - 会社・役所を退職した(同日で再就職して厚生年金に加入する場合を除く)
 - 第3号被保険者(厚生年金加入者の被扶養配偶者)で、配偶者が退職したまたは65歳に達した、離婚・収入増などで配偶者の扶養から外れた
- ▶持物=本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)、年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日または扶養から外れた日がわかる書類(退職証明書・資格喪失証明書など)※別世帯の代理人が申請する場合は、委任状・代理人の本人確認書類が必要。▶申請=直接、国保年金課国民年金係(区役所2階⑤窓口)または各区民事務所



免除・納付猶予の申請

失業・低収入などで保険料の支払いが困難な場合は、免除・納付猶予制度(学生または49歳以下の方が対象)があります。※所得制限あり

▶申請=直接、国保年金課国民年金係(区役所2階⑤窓口)

B4月から保険料が変わります

令和4年度の保険料は、月額1万6590円(20円引き下げ)です。付加保険料は、月額400円が変わりません。保険料は、口座振替・クレジットカード・納付書のいずれかでお支払いください。口座振替・クレジットカードの場合は、板橋年金事務所に申込が必要です。なお、保険料が未払いだと、年金を受給できない場合があります。

C年金手帳の発行を終了します

3月をもって、年金手帳の新規発行・再発行を終了します。4月からは、基礎年金番号通知書を発行します。※現在の年金手帳は継続利用可

問合 A板橋区国保年金課国民年金係☎3579-2431 B板橋年金事務所☎3962-1481

引っ越し予定の方は準備をお早めに

住所が変わる場合などは届出が必要です

▶届出種類・期間など=表3参照▶届出先=戸籍住民課(区役所1階戸籍住民課受付)または各区民事務所▶問=戸籍住民課住民異動係☎3579-2205

表3 住民異動の届出

届出種類	届出期間	届出に必要なもの(該当する場合)
転居届(区内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内	全員分のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各被保険者証、乳幼児・子ども医療証、在学証明書・教科書給与証明書、全員分の在留カードまたは特別永住者証明書など
転出届(区外に引っ越すとき)	引っ越しの14日前から	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各被保険者証、印鑑登録証またはいたばし区民カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードなど
転入届(区外から引っ越したとき) ※国外からの転入は別の手続きが必要	引っ越した日から14日以内	前住所地で発行された転出証明書、全員分のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、介護保険受給資格証明書、在学証明書・教科書給与証明書など
世帯変更届(世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併したとき)	変更日から14日以内	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各被保険者証、乳幼児・子ども医療証など

※届出人は、本人・世帯主・世帯員。代理人が届出をする場合は、委任状が必要。※上記のほか、届出人または代理人の本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)が必要。

板橋区リアルタイム窓口情報をご活用ください

インターネットで、各窓口の混雑予想・状況などを確認できます。来庁日時の検討などにお役立てください。



来庁不要の手続きをご活用ください

郵送・インターネットなどによる手続きがあります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

